

入札公告（説明書）

令和3年1月29日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 田中 直樹

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

記

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1. 調達機関番号	417
1-2. 所在地番号	01
1-3. 品目分類番号	14
1-4. 契約件名（調達件名）	北海道支社 事務用備品等購入
1-5. 契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 田中 直樹
1-6. 契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号 (TEL) 011-896-5777
1-7. 競争契約の方法	一般競争入札
1-8. 競争参加資格の確認	事前審査方式(通知型)
1-9. 入札の方法	郵送入札（書留郵便又は信書便）
1-10. 落札者の決定方法	自動落札方式
1-11. 入札前価格交渉の有無	有
1-12. 単価表の提出	必要 … 入札者に対する指示書[10]を参照のこと
1-13. 入札保証	不要
1-14. 契約保証	不要
1-15. 契約書の作成	必要 … 入札者に対する指示書[23]を参照のこと
1-16. 契約図書	

(1)本契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- | | |
|---------------|---|
| ① 入札公告(説明書) | 本書 |
| ② 標準契約書案 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/ |
| ③ 入札者に対する指示書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【入札者に対する指示書[郵送入札]《購買等契約》】を使用すること |
| ④ 仕様書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/ |
| ⑤ 金抜設計書 | https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/ |
| ⑥ 競争参加資格確認申請書 | 様式1のとおり |
| ⑦ 入札書 | 上記③入札者に対する指示書様式1のとおり |
| ⑧ 単価表 | 上記⑤の金抜設計書内の項目等を基に入札者に対する指示書様式3により作成する |

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要があり、その内容を承諾のうえで本競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の②から⑥に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 契約図書の交付期間は、令和 3 年 1 月 29 日（金）から令和 3 年 2 月 19 日（金）まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

第 2 調達手続に付する事項(調達概要)

2-1. 調達内容

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 調達品名及び予定数量等 | 仕様書のとおり |
| (2) 調達仕様等 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入場所 | 仕様書のとおり |
| (4) 契約期間 | 契約締結の日の翌日から令和 3 年 6 月 15 日まで |

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者（以下、「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（記 3-3 に示す「申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第575条第1項に規定する特分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く
- iv) 組合の理事
- v) その他常務を執行する者であつて、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。)

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示す申請書類を作成しなければならない。
 なお、申請書の作成に係る留意事項を以下に示すとおりとする。また各様式A4判とし、文字サイズは、10ポイント以上とする。

提出書類（様式）	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書（様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ◇必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ◇「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有するもの（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など）であればよい。
見積書の提出（様式2-1）	<ul style="list-style-type: none"> ◇契約件名、会社名、担当者名等必要事項を記載すること。 ◇作成方法については、後記「第4入札前価格交渉方式」を参照すること。
見積書（様式2-2）	<ul style="list-style-type: none"> ◇同等品で入札に参加を希望する場合は、見積書の該当製品の項目に●印を記載すること。 ◇同等品で入札に参加を希望する場合は、当該製品の品質、規格、性能等を証明する資料（カタログのカラーコピー等）をマーカーで示し、それぞれの品目に対し添付すること。 ◇同等品は1品目に対し1つとする。 ◇見積金額にかかる根拠書類の添付は不要とするが、交渉過程において必要と認めた場合は、根拠書類の提出を求める場合がある。

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成に係る留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[6]を参照のこと。
- (3) 記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めない場合があるので、記載漏れや添付漏れがないよう十分確認すること。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請書等を提出しなければならない。

- ① 提出期間 入札公告の日から令和3年2月19日(金)午後4時00分まで
- ② 提出場所 記1-6「契約担当部署」
- ③ 提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限内に必着のこと）
- ④ 提出書類 記3-2により作成した「申請書」※正に押印すること。

申請書類はA4判で作成し、正1部、副1部を提出するものとする。

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[6][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 令和3年3月4日(木)

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

第4 入札前価格交渉方式

4-1. 入札前価格交渉方式の概要

(1) 本件は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象の調達である。

(2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係わらず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

4-2. 見積書の提出

入札者は、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ① 提出期間 記3-3. 競争参加資格確認申請に示す競争参加資格確認申請書の提出期間に同じ
- ② 提出場所 記1-6「契約担当部署」
- ③ 提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限までに必着のこと）

見積書は、競争参加資格確認申請書と同時に提出すること。なお、同時提出にあたっては、「競争参加資格確認申請書」と「見積書」を一つの封筒に封かんし、提出すること。

- ④ 提出書類 見積書（様式2-1、2-2及び添付資料）正1部、副1部

4-3. 見積書の内容に関する交渉

(1) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以降、令和3年3月9日(火)から令和3年3月17日(水)までの間に、電子メール又は電話方式（以下「電子メール等」という。）により行う。

(2) 入札前価格交渉の交渉者は、本件の調達内容及び見積書（様式2-1、2-2及び添付資料）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とする。

ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本調達の競争参加資格を取り消す場合がある。

(3)交渉の回数は、すべての入札者と各々1回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて2回程度とする。

(4)交渉により双方が合意した事項は、その都度電子メール等において確認を行うものとする。

4-4. 最終見積書の提出

入札者は、記4-3(4)において合意された事項を反映させた「最終見積書」(様式2-1、2-2及び添付資料)を提出しなければならない。

また、入札前価格交渉によっても見積書(様式2-1、2-2及び添付資料)から変更が生じない場合も同様とする。

① 最終見積書提出期限 記5-2.入札及び開札に示す入札書の提出期限に同じ

② 最終見積書提出場所 記1-6.「契約担当部署」

③ 最終見積書提出方法 書留郵便又は信書便(提出期限までに必着のこと)

最終見積書は、入札書と同時に提出すること。なお、同時提出にあたっては、「最終見積書」と「入札書を封かんした封筒」を別の封筒に封かんし、一つの封筒により提出すること。

封かんの方法については、入札者に対する指示書[11]①②④を参照のこと。

4-5. その他

(1)記4-2及び記4-4に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取り扱う。

(2)入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。

なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

(3)入札者は、入札時、入札書とともに入札額に対応した単価表(入札者に対する指示書に示す様式を使用すること)を提出しなければならない。

(4)入札者は、入札書をNEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いを行わない。

(5)見積書又は最終見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、本調達の競争参加資格を取り消す場合があるほか、取引停止措置を講じる場合がある。

第5 入札・開札・落札者の決定

5-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備しなければならない。

① 「入札書」… 入札者に対する指示書[9]を参照のこと

② 「単価表」… 入札者に対する指示書[10]を参照のこと

5-2. 入札及び開札

(1)入札書及び最終見積書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

① 入札書の提出期限 令和3年3月25日(木) 午後4時00分

② 入札書の提出場所 記1-6「契約担当部署」

- ③ 入札書の提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限内に必着のこと）
送付方法については、入札者に対する指示書[11]・[12]を参照のこと。
なお、記 3-3(1)④に示す申請書類を同封のうえ提出することは妨げないが、その場合は、入札書及び単価表と競争参加資格確認申請書類を必ず別の封筒に分けて封かんの上提出すること。
- ④ 開札執行日時 令和2年4月6日(火) 午後2時00分
- ⑤ 開札執行場所 NEXCO 東日本 北海道支社 入札室
- (2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]～[21]を参照のこと。

5-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって、本件の契約金額とし、当該入札者を落札者と決定する。
- (2) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[16]を参照のこと。

第6 その他

6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6-2. 質問の受付

- (1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

① 受付期間 入札公告の日から令和3年3月16日(火) 午後4時00分まで

② 受付場所 記 1-6 「契約担当部署」

③ 受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内に必着のこと）により提出すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びFAX 番号を併記するものとする。

- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

① 回答期限：質問書を受理した日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を含まない。）

② 回答方法：NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の備考欄に掲載する。

⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

6-4. 支払条件

(1) 前払金 無

(2) 部分払 無

6-5. 苦情申し立て

本手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続きに不服のある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府 政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111(代表)）に対して苦情の申し立てを行うことができる。

6-5. 遵守すべき事項

本競争入札を行う場合において了承し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。

以上